

## 尾瀬ガイド協会運営細則

### (委員会の設置)

第1条 尾瀬ガイド協会規約（以下「規約」という。）第10条にもとづき、次の委員会を設置する。

- (1) テキスト作成委員会
- (2) 認定審査委員会
- (3) 広報委員会

### (テキスト作成委員会の構成)

第2条 テキスト作成委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員9名以内で構成する。

- 2 委員会の構成員は支部の推薦により理事会で決定する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし後任者が決まるまでは、その職務を行うことができる。

### (テキスト作成委員会の役割)

第3条 テキスト作成委員会は、尾瀬認定ガイド制度要綱を運営するため、次の業務を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 認定のための試験科目にかかるテキスト及び試験問題の作成
- (2) その他試験科目にかかる業務

### (認定審査委員会の構成)

第4条 認定審査委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名および委員9名以内で構成する。

- 2 委員会の構成員は支部の推薦により理事会で決定する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし後任者が決まるまでは、その職務を行うことができる。

### (認定審査委員会の役割)

第5条 認定審査委員会は、尾瀬認定ガイド制度要綱を運営するため、次の業務を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 受験者の採点及び合否判定
- (2) 更新講習の企画・実施
- (3) その他ガイドの認定にかかる業務
- (4) 委員会は、ガイドの検定試験にあたり検定員及び検定補助者を、各支部からの推薦により指定することができる。

### (広報委員会の構成)

第6条 広報委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員9名以内で構成する。

- 2 委員会の構成員は支部の推薦により理事会で決定する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし後任者が決まるまでは、その職務を行うことができる。

### (広報委員会の役割)

第7条 広報委員会は、尾瀬ガイド協会規約第3条第3号及び第4号を遂行するため、次の業務を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 年間の広報スケジュールと媒体の選定
- (2) 広報内容の企画検討と広報材料の収集
- (3) 報道機関との折衝、打合せ、プレスリリース
- (4) 尾瀬ガイド協会ウェブサイトの運営・管理
- (5) その他尾瀬ガイド協会と尾瀬認定ガイドの広報にかかる業務

## 附則

この細則は、平成20年5月20日から施行する。

この細則は、平成21年4月23日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年12月10日から施行する。

この細則は、平成25年11月27日から施行する。

この細則は、平成27年1月19日から施行する。

この細則は、平成27年4月28日から施行する。

この細則は、平成29年4月25日から施行する。

この細則は、平成29年7月18日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年1月26日から施行する。

この細則は、令和3年10月27日から施行する。

この細則は、令和4年5月10日から施行する。